

平成 29 年 11 月 20 日

小さいおもちゃの誤嚥^{ごえん}・窒息事故に注意！

今般、消費者庁消費者安全調査委員会より、「玩具による乳幼児の気道閉塞¹事故」に係る事故等原因調査の報告書が取りまとめられ、調査委員会から消費者庁長官に対し、意見が提出されました。

子どものおもちゃの誤嚥²・窒息³事故防止の注意ポイントと応急手当についてまとめました。

1. 小さいおもちゃの誤嚥・窒息事故に注意しましょう

子どもは、口腔^{こうくう}⁴とのどが近いことから、口の中に入れたおもちゃがのどに入りやすく、また飲み込む力や吐き出す力が十分でないため、のどに詰まったおもちゃを吐き出すことができず、誤嚥や窒息を起こす場合もあります。後出の動画「窒息事故から子どもを守る」(P.5 参照)には誤嚥・窒息のメカニズムの映像が収録されていますので、参考にしてください。

子どもには「何でも口に入れる」という行動特性がありますので、小さいおもちゃの誤嚥・窒息事故を防ぐため、以下のポイントに気を付けましょう。

<注意ポイント>

- 特に直径や対角線長が6～20 mmの大きさのおもちゃは、子どもが口に入れると窒息のおそれがあります。保護者は、乳幼児が小さいおもちゃやおもちゃの小さい部品などを口に入れないように注意を徹底しましょう。乳児のくち・のどの小ささや小さいおもちゃなどの詰まりやすさは、後出のペーパークラフト「乳児くち・のど模型」(P.5 参照)で確認できます。

¹ 食べ物又は異物により、気道が閉塞することをいう。

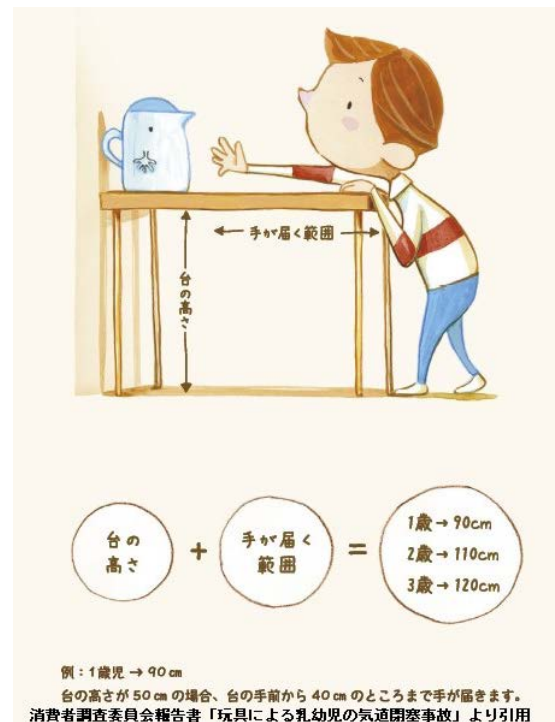
² 食べ物又は異物が、何らかの理由によって、誤って気管に入った状態をいう。

³ 気道が閉塞して呼吸ができず、酸素不足の状態（低酸素症）のことをいう。

⁴ 口と咽頭^{いんとう}に至る間

- 小さいおもちゃなどは子どもの手の届かない所に保管しましょう。子どもの年齢ごとに手の届く範囲を知っておきましょう（右図参照）。

- おもちゃの対象年齢は子どもの発達や安全面を考慮して設定されています。おもちゃの購入時や利用時には、商品の対象年齢に十分に注意しましょう。製品ごとに表示されている対象年齢に満たない子どもに対しては、そのおもちゃの購入を控え、使用させないようにしましょう。

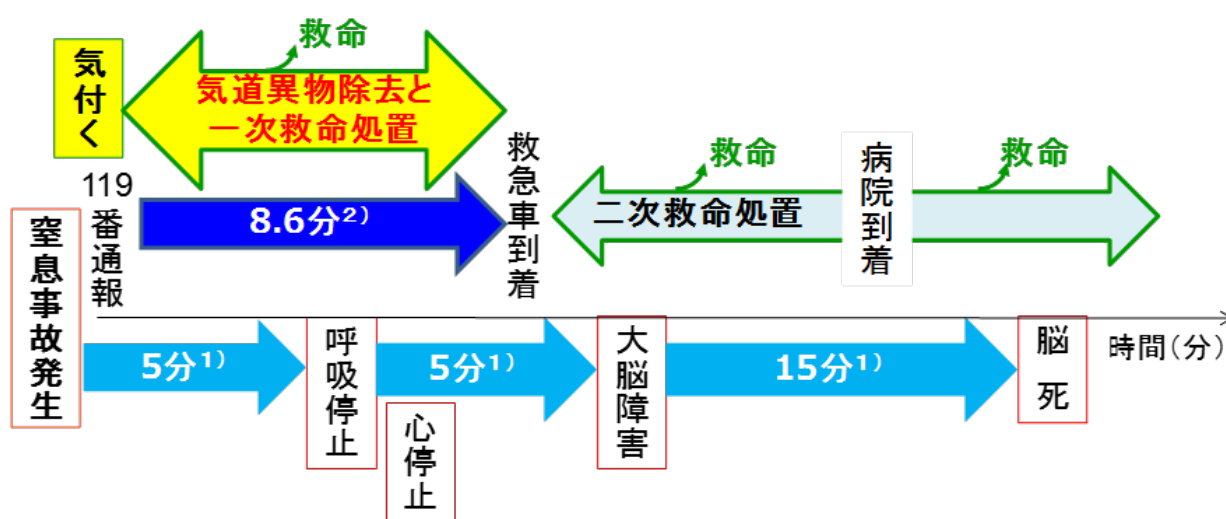


- また兄弟がいる家庭では、年下の子どもが、年上の子どものおもちゃを使うことがあります。年上の子どものおもちゃが、年下の子どもの対象年齢を満たさない場合には、年下の子どもには使用させないように注意しましょう。また年上の子どもが遊び終わった後は、年下の子どもの手の届かないところにおきましょう。
- 離乳食・ミルクを与える前には、おもちゃなどの異物が口腔内にあることを確認しましょう。大きさと形状から気道の閉塞が考えにくいおもちゃであっても、とろみのある液体等と入り混じることで窒息する可能性があります。

2. 万が一、のどに詰まった時のために対処方法を覚えておきましょう

- (1) のどに詰まったおもちゃなどが気道を閉塞してしまうと、短時間で重篤化⁵します（下図参照）。直ちに119番通報して、(2)の対処方法で詰まったおもちゃなどの異物を除去しましょう。ただし、呼びかけに応じないなど反応がない場合は心肺蘇生法⁶（心臓マッサージ、人工呼吸）を試みるようにしましょう。

図 窒息事故後の経過と救命処置



1) 気道閉塞の程度や被事故者の状態によって異なる。この時間は目安である

2) 救急車が、要請を受けてから、現場に到着するまでの時間の全国平均(平成27年)

(消費者安全調査委員会報告書「玩具による乳幼児の気道閉塞事故」より引用)

⁵ 窒息後3～4分で顔色が青紫色等に変色（チアノーゼ）し、5～6分程度で呼吸が止まって意識を失う。そして、心臓が止まり、脳が障害され、15分を過ぎると脳死に至る（消費者調査委員会報告書「玩具による乳幼児の気道閉塞事故」より引用）。

⁶ 公益社団法人日本医師会のパンフレット「救急蘇生法 心肺蘇生法の手順」を参照

http://www.med.or.jp/99/print_shinpai.pdf

- (2) 後出の動画「窒息事故から子どもを守る」(P.5 参照)には、下の窒息発生時の対処方法の実演の映像が収録されています。これらの対処方法以外にも胸部圧迫法や2つの方法の組み合わせた方法なども収録されていますので、視聴して、いざという時に備えて覚えておきましょう。

<窒息発生時の対処方法>

背部こう打法 	乳児では、口の中に指を入れずに、片腕にうつ伏せに乗せ顔を支えて、頭を低くして、背中の中を平手で何度も連続してたたきます。なお、腹部臓器を傷付けないよう力を加減します。
背部こう打法変法 	乳児より大きい子では、立て膝で太もがうつ伏せにした子のみぞおちを圧迫するようにして、頭を低くして、背中の真ん中を平手で何度も連続してたたきます。なお、腹部臓器を傷付けないよう力を加減します。
腹部突き上げ法 (ハイムリック法) 	満5歳以上では、後ろから両腕を回し、みぞおちの下で片方の手を握り拳にして、腹部を上方へ圧迫します。ただし、乳児又は妊婦には、この方法はいりません。横向きに寝かせて、又は、座って前かがみにして背部こう打法を試みます。

<参考>

- ・ 消費者安全調査委員会：「消費者安全法第 23 条第 1 項の規定に基づく事故等
原因調査報告書概要 玩具による乳幼児の気道閉塞事故」
(平成 29 年 11 月 20 日公表)

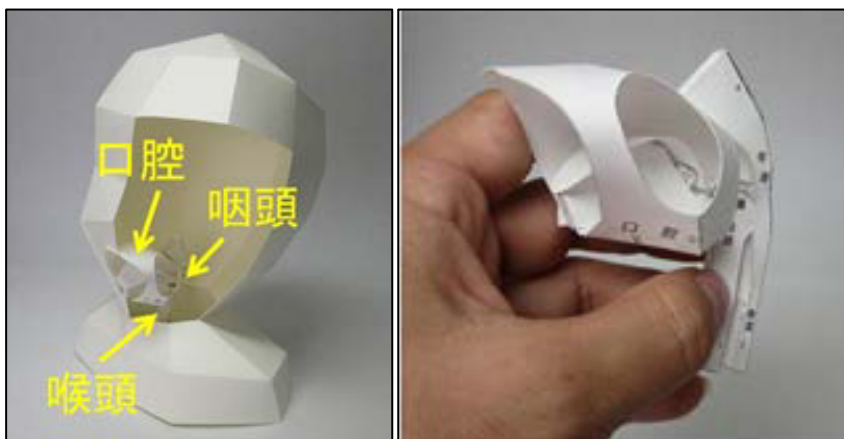
http://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_013/pdf/report_013_171120_0001.pdf

- ・ 消費者安全調査委員会：動画「窒息事故から子どもを守る」



http://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_013/index.html#teaching_material

- ・ 消費者安全調査委員会：ペーパークラフト「乳児くち・のど模型」



http://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_013/pdf/report_013_171120_0004.pdf

＜本件に関する問合せ先＞

消費者庁消費者安全課 岡崎、山川、鈴木

TEL : 03 (3507) 9137 (直通)

FAX : 03 (3507) 9290

URL : <http://www.caa.go.jp/>



「子どもを事故から守る！プロジェクト」

http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/

「消費者庁 子どもを事故から守る！公式ツイッター」

https://twitter.com/caa_kodomo



「子ども安全メール from 消費者庁」

<http://www.caa.go.jp/kodomo/mail/index.php>

